

入札説明書

山口県工業用水需要開拓強化リスティング広告等運用業務に係る入札公告（令和8年7月1日付け）に基づく入札等については、関係法令及び規則に定めのあるもののほか、この入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札してください。

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量：山口県工業用水需要開拓強化リスティング広告等運用業務 一式
- (2) 業務の内容：別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、広告・広報について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (4) 山口県内に本店を有する者であること。
- (5) この公告の日から入札の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所

山口県山口市滝町1番1号 山口県企業局総務課

4 入札を執行する日時及び場所等

- (1) 場所 山口県山口市滝町1番1号 山口県企業局 1号会議室
- (2) 日時 令和8年7月16日（木） 午前9時30分
- (3) 特記事項 郵便による入札とします。

※ 郵便による入札書の提出期限は、令和8年7月15日（水）午後5時（必着）とします。
（入札書を持参する場合も同日時とします。）

詳細は、別途配布する「郵便による入札に関する留意事項」をご確認ください。

5 入札保証金

免除する。

6 入札条件

- (1) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税等相当額を差し引いた金額）を入札書に記載すること。
- (2) 入札者は、当初の入札書を提出する際に、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した積算内訳書を提出すること。
- (3) 入札書への法人又は個人の押印は不要とする。
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、次のとおりとする。
 - ① 委任状を提出すること。なお、委任状について、委任者の押印は不要とするが、委任に係る必要事項を記入したうえで、委任状作成者の氏名を明記するものとする。
 - ② 入札書について、入札に関する行為の委任を受けた代理人の押印は不要とするが、その場合、代表者氏名欄に代理人の氏名を明記するものとする。

※ 委任状の提出について

1 入札者が入札する場合

法人等の代表者に代わり、受任者（競争入札等参加資格において、県との取引上の権限を委任するとして登録している者）が作成した入札書で入札に参加する場合は、委任状の提出は必要ありません。

また、法人等の雇用人が、権限を持った者の作成した入札書で入札に参加する場合も、委任状の提出は必要ありません。

2 代理人が入札する場合

代理人とは、この度の入札に限り、入札者（委任者）から入札に関する権限を委任された者（入札者の雇用人で上記受任者以外の者を含む）のことで、

この場合は、必ず委任状を提出してください。

- (5) 入札書の記載事項については、これを訂正することができない。
- (6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 電信による入札は認めない。
- (8) 再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、当該入札に係るその後の入札に参加させない。
- (9) 次の入札は無効とする。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者のした入札
 - ② 入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
 - ③ 所定の日時までに入札保証金を納付しない者のした入札（免除した場合を除く。）

- ④ 記名のない入札
 - ⑤ 当初の入札に参加しなかった者が行った再度入札
 - ⑥ 入札書記載の価格、氏名、その他の事項を確認できないもの
 - ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をした入札
 - ⑧ 同一人が2人以上の入札の代理人としてした入札
 - ⑨ 談合、その他不正な行為があったと認められる入札
 - ⑩ 入札条件のうち(4)～(7)に違反した入札
- (10) 入札参加者が1者の場合でも入札を執行する。
- (11) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行う全ての者をいう。）からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除について
- ① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」別表の参加停止措置基準「23 不正又は不誠実な行為」に該当するものとして、1～9か月の参加停止措置を検討する。
 - ② 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
 - ③ 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
 - ④ 不当介入により履行期限までに業務を完了することができない場合は、その理由を記載した書面を添えて発注者に履行期限の延長の申出を行うこと。
- (12) この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守することとなるため、当該特記事項の内容を確認の上、入札に参加すること。
個人情報保護法に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、個人情報保護法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合があるので留意すること。

7 落札者の決定方法

- (1) 山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 同一事項の入札は初回を含めて3回まで行う。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者を対象としてくじにより落札者を決定する。
- (4) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限、又は参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

8 契約書作成の要否

要する。

9 契約保証金
免除する。

10 入札参加心得

- (1) 上記「6入札条件」を熟読すること。
- (2) 別添「郵便による入札に関する留意事項」を熟読すること。

11 その他

- (1) この入札に関する公告後に、前記2（3）に掲げる当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和8年7月9日（木）午後5時までに山口県会計管理局会計課（審査指導班）に申請書を提出すること。

(2) この入札に関する問い合わせ先

山口県山口市滝町1番1号 山口県企業局 総務課 経営・技術企画班

TEL：083-933-4015

FAX：083-933-4029

E-mail：a40100@pref.yamaguchi.lg.jp